

各 障害福祉関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う  
障害福祉サービス事業所における処遇改善の推進について

平素より、障害福祉行政にご理解ご協力を賜り、誠に御礼申し上げます。

障害福祉サービス事業所における処遇改善については、物価上昇に負けない賃上げとして、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0%のベースアップへとつながるよう、今般の報酬改定において「福祉・介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）を創設いたしました。

新加算は、これまでの処遇改善加算の一本化や加算率の更なる引上げ等、賃金向上に資する見直しを行っており、令和 6 年 6 月に施行される予定です。

- 令和 6 年度においては、以下のような措置により、新加算の取得の促進を図ることとしており、こうした措置を活用して新加算Ⅰ～Ⅳの要件を充足すれば、より高い加算率を得ることができます。
  - ・ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ（別添 P 2 の 1 キャリアパス要件を参照ください。）については、今年度中に対応することの誓約で可とする
  - ・ 月額賃金要件は現状のままで可とする
  - ・ 職場環境等の要件を改正前の処遇改善加算と同様とする
- なお、新加算に移行することが困難な場合であっても、令和 6 年度中は、新加算Ⅴとして、改正前の処遇改善加算の加算率に加え、今般の改定による加算率の引上げを受けることもできます。
- 令和 6 年 6 月から新加算を活用する場合の申請等については、処遇改善計画書は 4 月 15 日まで、新加算の算定に係る体制届出は年 5 月 15 日までとされていますが、いずれも 6 月 15 日までは変更可能です。

貴団体におかれましては、新加算等(※)を積極的にご活用いただき、まずは令和 6 年度に 2.5%のベースアップを目指していただくよう、会員事業所に助言し、働きかけていただくなど、ご協力をお願い申し上げます。

※賃上げ促進税制：事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 評価・基準係  
電 話：03-5253-1111（内線 3036）  
こども家庭庁支援局  
障害児支援課 基準・指導係  
電 話：03-3539-8344